①都道府県	②市町村	O 就学援助制度問い合わせ先（広報用）					I 就学援助制度の実施について																
							1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助制度の申請書の配布方法							
							（1）貴市区町村における就学援助制度の周知方法									（2）（1）でケに○をした場合、その内容	（1）貴市区町村における就学援助制度の申請書の配布方法							（2）（1）でキに○した場合、その内容
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載	エ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ．各学校に対して制度を書面で周知	キ．教職員向け説明会を実施	ク．保護者向け説明会を実施	ケ．その他（内容を1．（2）に記入）		ア．各学校で制度案内を配付後、希望者に各学校から申請書を配布	イ．各学校で制度案内を配付後、希望者に教育委員会から申請書を配布	ウ．各学校で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配付	エ．教育委員会で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配付	オ．制度案内等は行わず、各学校で希望者に対して申請書を配付	カ．制度案内等は行わず、教育委員会で希望者に対して申請書を配付	キ．その他（内容を2．（2）に記入してください。）	
該当団体数	83	83	83	83	45	1	40	15	18	58	72	54	2	4	6	6	46	14	26	10	2	3	3	3
長野県	長野市	教育委員会事務局総務課	026-224-8597	kyosoumu@city.nagano.lg.jp	https://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/kyosoumu/6708.html		○			○	○	○					○	○						
長野県	松本市	教育部　学校教育課	0263-33-9846	g-kyoiku@city.matsumoto.lg.jp	http://www.city.matsumoto.nagano.jp/kurasi/enjo/kyoiku/syugakuenjyo.html		○	○		○	○	○								○				
長野県	上田市	上田市教育委員会学校教育課	0268-23-5101	gakukyo@city.ueda.nagano.jp	http://www.city.ueda.nagano.jp/gakukyo/kenko-fukushi/shochu/kyoikuhi.html		○	○	○	○	○	○					○							
長野県	岡谷市	教育総務課	0266-23-4811	kyouiku@city.okaya.lg.jp	http://www.city.okaya.lg.jp/		○			○	○	○					○	○						
長野県	飯田市	学校教育課	0265-22-4511（内線3712）	kyoi@city.iida.nagano.jp	https://www.city.iida.lg.jp/soshiki/37/syuugakuenjo.html		○			○	○	○					○	○						
長野県	諏訪市	教育総務課	0266-52-4141	kyoiku@city.suwa.lg.jp	http://www.city.suwa.lg.jp/www/info/detail.jsp?id=4677		○			○	○	○					○							
長野県	須坂市	須坂市教育委員会　学校教育課	026-248-9010	s-gakokyoiku@city.suzaka.lg.jp	http://www.city.suzaka.nagano.jp/contents/item.php?id=595c4bf3f3229		○	○		○	○	○					○							
長野県	小諸市	小諸市教育委員会事務局学校教育課	0267-22-1700【内線】2322	gakko@city.komoro.nagano.jp			○			○	○	○							○					
長野県	伊那市	教育委員会学校教育課	0265-72-3351（直通）	gak@inacity.jp	http://www.inacity.jp/		○			○	○				○	児童扶養手当申請時に案内		○					○	児童扶養手当申請時に申請書を渡している。
長野県	駒ヶ根市	駒ヶ根市教育委員会　子ども課	0265-83-2111	kodomo@city.komagane.nagano.jp	http://www.city.komagane.nagano.jp/		○		○	○	○	○							○					
長野県	中野市	教育委員会事務局学校教育課	0269-22-2111	kyoiku@city.nakano.nagano.jp			○	○		○	○	○					○		○					
長野県	大町市	大町市教育委員会学校教育課	0261-22-0420	gakkou@city.omachi.nagano.jp	http://www.city.omachi.nagano.jp/00024000/00024100/00024301.html		○			○	○						○	○						
長野県	飯山市	教育部　子ども育成課　学校教育係	0269-62-3111	kodomo@city.iiyama.nagano.jp	http://www.city.iiyama.nagano.jp/soshiki/kodomo/kyouiku/shugakuenjo/		○		○		○	○	○		○	民生児童委員・主任児童委員と学校との懇談会で就学援助制度の説明を行う。	○	○	○					
長野県	茅野市	こども部　学校教育課　学務係	0266-72-2101	gakkokyoiku@city.chino.lg.jp	http://www.city.chino.lg.jp/www/contents/1362542670050/index.html		○		○	○	○	○					○							
長野県	塩尻市	教育総務課	0263-52-0830	gakkou@city.shiojiri.lg.jp	http://www.city.shiojiri.lg.jp/		○			○	○	○							○					
長野県	佐久市	佐久市教育委員会学校教育課学務係	0267-62-3478	gakkokyoiku@city.saku.lg.jp	http://www.city.saku.nagano.jp/kyoiku/kyoikuiinkai/shinsei/shugakuenjo.html		○	○		○	○	○					○	○						
長野県	千曲市	教育総務課　学校教育係	026-273-1111	kyoiku@city.chikuma.nagano.jp	http://www.city.chikuma.lg.jp	（Facebook）https://www.facebook.com/chikuma.city	○			○	○	○					○							
長野県	東御市	教育部教育課学校教育係	0268-64-5879	kyouiku@city.tomi.nagano.jp						○	○	○					○							
長野県	安曇野市	安曇野市教育委員会　教育部学校教育課	0263-71-2460	gakkoukyouiku@city.azumino.nagano.jp	http://www.city.azumino.nagano.jp/site/kosodate/1376.html		○	○		○	○	○					○							
長野県	小海町	小海町教育委員会	0267-92-2391	kyouiku@koumi-town.jp	http://www.koumi-town.jp				○	○	○	○					○		○					
長野県	川上村	川上村教育委員会　教育振興課教育振興係	0267-97-2600	kyoiku@vill.nagano-kawakami.lg.jp						○	○	○					○							
長野県	南牧村	南牧村教育委員会事務局　学校教育係	0267-96-2104	gakkokyoiku@vill.minamimaki.nagano.jp							○	○			○	翌年度に入学を控えた保育園年長児の保護者に対して、就学援助費（特に入学準備費について）のお知らせを通知			○				○	翌年度に入学を控えた保育園年長児の保護者に対して、教育委員会から保育園に通知文書を渡し、保育園を通して年長児保護者に配布。
長野県	南相木村	教育委員会事務局　学校教育係	0267-78-2433	kyouiku@vill.minamiaiki.nagano.jp	http://www.minamiaiki.jp/					○	○						○	○						
長野県	北相木村	教育委員会	0267-77-2111	kyouikuiinkai@vill.kitaaiki.lg.jp						○	○						○	○	○					
長野県	佐久穂町	教育委員会こども課	0267-86-4940	gakkoukyouiku@town.sakuho.lg.jp						○		○					○							
長野県	軽井沢町	軽井沢町教育委員会こども教育課学校教育係	0267-45-8672	kodomokyoiku@town.karuizawa.nagano.jp	http://www.town.karuizawa.lg.jp/www/contents/1001000000906/index.html		○	○		○	○						○	○						
長野県	御代田町	御代田町教育委員会　学校教育係	0267-32-9100	gakukyo@town.miyota.lg.jp	http://www.town.miyota.nagano.jp/					○	○	○					○							
長野県	立科町	立科町教育委員会　子育て教育係	0267-88-8415	gakkou@town.tateshina.lg.jp	http://www.town.tateshina.nagano.jp/		○			○	○						○							
長野県	青木村	教育委員会	0268-49-2224	kyouiku@vill.aoki.nagano.jp						○	○									○				
長野県	長和町	教育委員会　教育課　学校教育係	0268-68-2127	kyoiku@town.nagawa.nagano.jp							○	○					○							
長野県	下諏訪町	教育こども課	0266-28-0001	kyousou@town.shimnosuwa.lg.jp	http://www.town.shimosuwa.lg.jp/		○			○	○						○							
長野県	富士見町	富士見町教育委員会　子ども課総務学校教育係	0266-62-9235	kodomo@town.fujimi.lg.jp					○	○	○			○			○							
長野県	原村	教育課	0266-79-7920	gakko@vill.hara.lg.jp	https://www.vill.hara.lg.jp/			○	○	○	○								○					
長野県	辰野町	教育委員会　こども課　学校教育係	0266-41-1111	gakkou@town.tatsuno.nagano.jp	http://www.town.tatsuno.lg.jp/		○	○	○	○	○	○							○					
長野県	箕輪町	学校教育課	0265-70-6603	kyouiku@town.minowa.lg.jp						○	○	○							○	○				
長野県	飯島町	教育委員会	0265-86-3111	gakkou@town.iijima.lg.jp	http://www.town.iijima.lg.jp/						○	○					○							
長野県	南箕輪村	教育委員会事務局	0265-76-7007	gakkou-c@vill.minamiminowa.lg.jp	http://www.vill.minamiminowa.lg.jp/					○	○								○					
長野県	中川村	教育委員会	0265-88-1005	school@vill.nagano-nakagawa.lg.jp						○	○									○				

①都道府県	②市町村	O 就学援助制度問い合わせ先（広報用）					I 就学援助制度の実施について																
							1. 就学援助制度の周知方法									2. 就学援助制度の申請書の配布方法							
							（1）貴市区町村における就学援助制度の周知方法								（2）（1）でケに○をした場合、その内容	（1）貴市区町村における就学援助制度の申請書の配布方法							（2）（1）でキに○した場合、その内容
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載	エ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ．各学校に対して制度を書面で周知	キ．教職員向け説明会を実施	ク．保護者向け説明会を実施	ケ．その他（内容を1．（2）に記入）		ア．各学校で制度案内を配付後、希望者に各学校から申請書を配布	イ．各学校で制度案内を配付後、希望者に教育委員会から申請書を配布	ウ．各学校で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配付	エ．教育委員会で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配付	オ．制度案内等は行わず、各学校で希望者に対して申請書を配付	カ．制度案内等は行わず、教育委員会で希望者に対して申請書を配付	キ．その他（内容を2．（2）に記入してください。）	
該当団体数	83	83	83	83	45	1	40	15	18	58	72	54	2	4	6	6	46	14	26	10	2	3	3	3
長野県	宮田村	教育委員会	0265-85-2314	kyoiku@vill.miyada.naganojp	https://www.vill.miyada.nagano.jp/?		○	○	○	○	○	○							○					
長野県	松川町	松川町教育委員会こども課学校教育係	0265-36-7023	kodomo@matsukawa-town.jp	http://www.matsukawa-town.jp							○					○							
長野県	高森町	教育委員会事務局こども未来係	0265-35-9416	kyoiku@town.nagano-takamori.lg.jp	http://www.town.nagano-takamori.lg.jp/		○		○	○	○	○							○					
長野県	阿南町	教育委員会　子ども教育係	0260-22-2270	kyouiku@town.anan.nagano.jp						○	○						○							
長野県	阿智村	阿智村教育委員会総務係	0265-45-1231	kyoiku@vill.achi.lg.jp	http:/www.vill.achi.nagano.jp/					○	○							○						
長野県	平谷村	平谷村教育委員会	0265-48-2211	kyoui@vill.hiraya.nagano.jp					○											○				
長野県	根羽村	学校教育係	0265-49-2111	kyouiku4102@nebamura.jp							○											○		
長野県	下條村	教育係	0260-27-1050	kyouiku@vill.shimojo.lg.jp							○	○	○	○	○	4月に行われる家庭訪問で、家庭の様子を先生方に聞いてきてもらう				○				
長野県	売木村	教育委員会事務局	0260-28-2677	kyoiku@urugi.info								○									○			
長野県	天龍村	天龍村教育委員会	0260-32-3206	g-kyoiku@vill-tenryu.jp							○	○									○			
長野県	泰阜村	教育委員会	0260-26-2750	kyoui@vill.yasuoka.nagano.jp								○		○								○		
長野県	喬木村	教育委員会事務局	0265-33-2002	kyoiku@vill.takagi.nagano.jp								○										○		
長野県	豊丘村	豊丘村教育委員会　学校教育係	0265-35-9053	kyoiku@vill.nagano-toyooka.lg.jp	http://www.vill.nagano-toyooka.lg.jp		○					○			○	学校を通じて保護者あてに書面で周知	○							
長野県	大鹿村	大鹿村教育委員会	0265-39-2100	kyoiku@vill.ooshika.lg.jp							○	○					○							
長野県	上松町	総務教育係	0264-52-2111	ksoum@town.agematsu.nagao.jp					○		○	○							○					
長野県	南木曽町	南木曽町教育委員会　総務学校係	0264-57-3335	kyouiku@town.nagiso.nagano.jo							○	○					○	○						
長野県	木祖村	教育委員会事務局	0264-36-3348	kyoui@kisomura.com								○							○					
長野県	王滝村	王滝村教育委員会	0264-48-2134	kyoiku@vill.nagano-otaki.lg.jp					○	○										○				
長野県	大桑村	大桑村教育委員会事務局	0264-55-1020	kyosoumu@vill.ookuwa.nagano.jp	http://www.vill.ookuwa.nagano.jp/					○	○								○	○				
長野県	木曽町	教育委員会	0264-23-2000	gakko@town.kiso.lg.jp	http://www.town-kiso.com/		○				○								○					
長野県	麻績村	教育委員会	0263-67-4858	omi-kyoi@vill.omi.lg.jp	http://www.vill.omi.nagano.jp		○			○	○	○					○							
長野県	生坂村	生坂村教育委員会　総務・学校教育係	0263-69-2087	ikukyo@vill.ikusaka.nagano.jp	http://www.village.ikusaka.nagano.jp/kyouiku/kyouiku.htm		○	○			○	○					○							
長野県	山形村	山形村教育委員会	0263-98-3155	toresen@vill.nagano-yamagata.lg.jp			○		○	○	○	○		○					○					
長野県	朝日村	朝日村教育委員会	0263-99-2004	kyouiku@vill.asahi.nagano.jp						○	○						○							
長野県	筑北村	教育委員会	0263-67-1161	kyouiku@vill.chikuhoku.lg.jp						○		○							○					
長野県	池田町	教育保育課　学校総務係	0261-61-1430	kyoui@town.ikeda.nagano.jp	http://www.ikedamachi.net/		○			○	○								○					
長野県	松川村	教育委員会　学校教育課　学校教育係	0261-62-3111（代）	soumugakkou@vill.matsukawa.nagano.jp						○	○								○					
長野県	白馬村	教育課	0261-85-0738	kyouiku@vill.hakuba.lg.jp	http://www.vill.hakuba.lg.jp		○				○	○											○	教育委員会が保護者へ制度案内・申請書を作成し、各学校から児童生徒を通じて保護者へ配布。
長野県	小谷村	教育委員会　総務学校係	0261-82-3981	kyouiku@vill.otari.nagano.jp			○	○		○	○	○							○					
長野県	坂城町	教育文化課　学校教育係	0268-82-3111	gakukyou@town.sakaki.nagano.jp			○		○	○	○	○			○	家庭訪問時等に対象になるとおもわれる家庭に対し、担任教師が説明	○	○						
長野県	小布施町	教育委員会　子ども支援係	026-214-9110	kodomo@town.obuse.nagano.jp	http://www.town.obuse.nagano.jp/						○						○							
長野県	高山村	高山村教育委員会　子育て学校教育係	026-214-9761	kyoiku@vill.takayama.nagnao.jp								○					○							
長野県	山ノ内町	学校教育係	0269-33-1102	kyoiku@town.yamanouchi.lg.jp			○			○	○						○							
長野県	木島平村	教育委員会　子育て支援課　子育て支援係	0269-82-3111	kosodate@vill.kijimadaira.lg.jp						○	○						○	○						
長野県	野沢温泉村	野沢温泉村教育委員会事務局こども支援係	0269-85-3115	kyoiku@vill.nozawaonsen.nagano.jp	http://www.vill.nozawaonsen.nagano.jp/		○	○		○	○						○							
長野県	信濃町	教育委員会事務局　総務教育係	026-255-5923	soumukyouiku@town.shinano.lg.jp	http://www.town.shinano.lg.jp				○	○	○						○							
長野県	小川村	教育委員会	026-269-3146	kyouiku@vill.nagano-ogawa.lg.jp							○						○							
長野県	飯綱町	飯綱町教育委員会　総務教育係	026-253-4769	kyoiku@town.iizuna.lg.jp			○				○	○					○							
長野県	栄村	教育委員会事務局	0269-87-3118	gakkou@vill.sakae.nagano.jp							○	○								○				
長野県	上田市長和町中学校組合	事務局	0268-85-2332	yodakubo@yodakubo.ed.jp						○	○						○							
長野県	辰野町塩尻市小学校組合	教育委員会　こども課　学校教育係	0266-41-1111	gakkou@town.tatsuno.nagano.jp	http://www.town.tatsuno.lg.jp/		○	○	○	○	○	○							○					

①都道府県	②市町村	O　就学援助制度問い合わせ先（広報用）					Ⅰ　就学援助制度の実施について																
							1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助制度の申請書の配布方法							
							（1）貴市区町村における就学援助制度の周知方法										（1）貴市区町村における就学援助制度の申請書の配布方法							
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載	エ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ．各学校に対して制度を書面で周知	キ．教職員向け説明会を実施	ク．保護者向け説明会を実施	ケ．その他（内容を1．（2）に記入）	（2）（1）でケに○をした場合、その内容	ア．各学校で制度案内を配付後、希望者に各学校から申請書を配布	イ．各学校で制度案内を配付後、希望者に教育委員会から申請書を配布	ウ．各学校で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配付	エ．教育委員会で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配付	オ．制度案内等は行わず、各学校で希望者に対して申請書を配付	カ．制度案内等は行わず、教育委員会で希望者に対して申請書を配付	キ．その他（内容を2．（2）に記入してください。）	（2）（1）でキに○した場合、その内容
該当団体数		83	83	83	45	1	40	15	18	58	72	54	2	4	6	6	46	14	26	10	2	3	3	3
長野県	麻績村外北村学校組合	教育委員会	0263-67-4858	omi-kyoi@vill.omi.lg.jp	http://www.vill.omi.nagano.jp		○			○	○	○					○							
長野県	小海町北相木村南相木村中学校組合	小海町北相木村南相木村中学校組合　教育委員会	0267-92-2391	kyouiku@koumi-town.jp	http://www.koumi-town.jp				○	○	○	○					○		○					
長野県	塩尻市辰野町中学校組合	教育総務課	0263-52-0830	gakkou@city.shiojiri.lg.jp	http://www.city.shiojiri.lg.jp/		○			○	○	○							○					
長野県	松本市・山形村・朝日村中学校組合	松本市教育委員会　学校教育課	0263-33-9846	g-kyoiku@city.matsumoto.lg.jp	http://www.city.matsumoto.nagano.jp/kurasi/enjo/kyoiku/syugakuenjyo.html		○	○		○	○	○								○				

①都道府	②市町村	Ⅱ　平成29年度準要保護認定基準																												
		（1）平成29年度における準要保護認定基準																			（2）（1）でソ，タ又はチに○をした場合，係数（倍率），基準根拠及び目安額				（3）（1）でツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）及び目安額		（4）（1）でテに○をした場合，その他の基準の内容	（5）その他	就学援助率
		ア．生活保護に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費，学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付の状態や、昼食，被服等が悪い者。学用品，通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者、	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ．その他	係数（倍率）	基準根拠 課税所得等の分類	基準根拠 基準額の時期	目安額（年額）	係数（倍率）	目安額（年額）			
該当団体	83	76	82	73	74	74	80	67	62	67	67	72	69	73	64	25	1	9	0	34	35	35	35	35	0	0	34	17	83
長野県	長野市		○				○										○			○	1.3	課税所得	その他	255			災害・疾病・失業等により生計に著しい変化を生じ生活が困難であると認められる世帯	基準根拠の基準額の時期はH25.4.1時点	15%未満
長野県	松本市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	2.21	その他	3年前の年度	374			・学校長が特に援助を必要と認める状態にある者 ・保護者等が不慮の災害、事故、疾病等によりその世帯の生計に著しい変化を生じ、生活が困難と認められる者 ・その他教育委員会が特に援助を必要と認める者	【課税所得等の分類】生活保護基準を所得に換算（※）し、世帯の総所得が前述（※）で計算された金額の2.21倍未満であれば認定。 【基準額の時期】生活保護基準については例年前年の4月1日の基準を用いていたが、生活保護基準見直しによる影響が出ないよう、見直し前の基準（平成25年4月1日時点）を用いている。	15%未満
長野県	上田市	○	○				○					○	○	○		○				○	1.3	その他	当該年度	335			教育委員会が特に援助を必要と認めるもの	基準根拠の課税所得等の分類は給与収入	10%未満
長野県	岡谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.2	その他	当該年度	390				基準根拠の課税所得等の分類は総収入	15%未満
長野県	飯田市	○	○				○					○						○			1.3	課税所得	その他	324				【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	10%未満
長野県	諏訪市	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○				○	1.2	その他	当該年度	371			病気・災害などの特別な事情により、生活が困難である場合	【課税所得等の分類】給与収入（税引き前）	15%未満
長野県	須坂市	○	○		○	○	○					○		○		○				○	1.3	課税所得	当該年度	293			保護者等が不慮の災害・事故・疾病等により、その世帯の生計に著しい変化を生じ、生活が困難と認められるもの。		15%未満
長野県	小諸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.2	総所得（税引き前）	当該年度	290					15%未満
長野県	伊那市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	その他	当該年度	315				基準根拠（課税所得等の分類）は給与収入（税引き前）	15%未満
長野県	駒ヶ根市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	その他	前年度	394				基準根拠の課税所得等の分類は、給与収入（税引き前）	10%未満
長野県	中野市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○					1.3	課税所得	当該年度	228					10%未満
長野県	大町市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○							教育委員会が特に認めた者（DV被害者、保護者が疾病やリストラにより失業など）		15%未満
長野県	飯山市	○	○				○											○		○	1.2	課税所得	その他	295			教育委員会が特に援助を必要と認める状態にある者	【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	10%未満
長野県	茅野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	1.3	課税所得	当該年度	324			学校長又は民生委員が特に援助を必要と認める状態にある者		15%未満
長野県	塩尻市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	課税所得	前年度	307					15%未満
長野県	佐久市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	1.4	課税所得	前年度	300			学校長又は民生児童委員が特に援助を必要と認める状態にある者		15%未満
長野県	千曲市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.5	課税所得	その他	361				【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	15%未満
長野県	東御市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1.2	課税所得	その他	299				基準根拠の基準額の時期は4年前の年度	15%未満
長野県	安曇野市	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○			○			1.5	その他	その他	360				【課税所得等の分類】総所得から社会保険・生命保険・損害保険と障害者加算を控除した所得	15%未満
長野県	小海町		○																	○							・学校長及び民生児童委員が、災害や失業等により援助が必要だと認める状態にある者 ・前年度準要保護者の者が今年度基準に非該当となった場合は激減緩和措置として1/2を支給（要申請）		10%未満
長野県	川上村	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○							・生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者 ・国民年金の掛け金の減免 ・その他校長または民生（児童）委員が特に援助を必要と認める状態にある者		5%未満
長野県	南牧村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														10%未満
長野県	南相木村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														5%未満
長野県	北相木村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															0%未満
長野県	佐久穂町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○							学校長又は民生（児童）委員が特に援助を必要と認める状態にある者		10%未満
長野県	軽井沢町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○				○	1.5	総所得（税引き前）	当該年度	350			学校長又は民生・児童委員が特に援助を必要と認める状態にある者		10%未満
長野県	御代田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○							学校長又は民生（児童）委員が特に援助を必要と認める状態にある者		15%未満
長野県	立科町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○							学校長又は民生児童委員が特に援助を必要と認める状態にある者で教育委員会で認める者。		10%未満
長野県	青木村		○	○	○		○					○																	10%未満
長野県	長和町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														10%未満
長野県	下諏訪町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○				○	1.4	総所得（税引き前）	当該年度	386			学校長又は民生児童委員が特に援助を必要と認める状態にある者		15%未満
長野県	富士見町		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.5	課税所得	前年度	250					10%未満
長野県	原村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.5	課税所得	当該年度	356					10%未満
長野県	辰野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1	課税所得	その他	240				【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	15%未満
長野県	箕輪町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○	1.5	その他	その他	370			その他学校長または民生委員・児童委員が特に援助を必要と認める状態にある者。	【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	10%未満
長野県	飯島町	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○					○							学校長又は民生（児童）委員が特に援助を必要と認める状態にある者		15%未満
長野県	南箕輪村	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○					1.3	課税所得	当該年度	278					10%未満
長野県	中川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	課税所得	前年度	309					10%未満

①都道府県	②市町村	Ⅱ　平成29年度準要保護認定基準																												
		（1）平成29年度における準要保護認定基準																			（2）（1）でソ，タ又はチに○をした場合，係数（倍率），基準根拠及び目安額				（3）（1）でツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）及び目安額		（4）（1）でテに○をした場合，その他の基準の内容	（5）その他	就学援助率
		ア．生活保護に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費，学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付の状態や、昼食，被服等が悪い者。学用品，通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者、	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ．その他	係数（倍率）	基準根拠 課税所得等の分類	基準額の時期	目安額（年額）	係数（倍率）	目安額（年額）			
該当団体数		83	76	82	73	74	74	80	67	62	67	67	72	69	73	64	25	1	9	0	34	35	35	35	35	0	0	34	17	83
長野県	宮田村		○	○	○	○	○	○					○		○		○					1.3	課税所得	前年度	300					10%未満
長野県	松川町		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○							準要保護の認定に「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額等早見表」を準用している。		15%未満
長野県	高森町		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	課税所得	当該年度	240					10%未満
長野県	阿南町		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1.5	総所得（税引き前）	前年度	330					5%未満
長野県	阿智村		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														10%未満
長野県	平谷村		○	○		○	○	○			○	○				○														20%未満
長野県	根羽村		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○																10%未満
長野県	下條村		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○							その他学校長または民生委員が特に援助を必要と認める状態にある者		10%未満
長野県	売木村		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														5%未満
長野県	天龍村		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														0%未満
長野県	泰阜村		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														10%未満
長野県	喬木村		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○							学校長・民生児童委員が特に援助を必要と認める状態にある世帯		10%未満
長野県	豊丘村		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														10%未満
長野県	大鹿村		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														20%未満
長野県	上松町		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														5%未満
長野県	南木曽町		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○					○							学校長または民生(児童)委員が特に援助が必要と認める状態にある者		5%未満
長野県	木祖村		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○					○							教育委員会又は民生（児童）委員が特に援助を必要と認める状況にある者		5%未満
長野県	王滝村		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○							学校長及び民生児童委員が特に援助を必要と定める者に対して認定する		0%未満
長野県	大桑村		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														10%未満
長野県	木曽町		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○					○							学校長又は民生児童委員が特に援助を必要と認める状態にある者		10%未満
長野県	麻績村		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○														10%未満
長野県	生坂村		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○							学校長又は民生児童委員が、特に援助を必要と認める状況にある者		15%未満
長野県	山形村		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.6	課税所得	前年度	379					10%未満
長野県	朝日村		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														5%未満
長野県	筑北村		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														5%未満
長野県	池田町		○	○				○											○			1.5	課税所得	その他	356				【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	15%未満
長野県	松川村		○	○	○	○	○	○	○						○	○														10%未満
長野県	白馬村																○					1.2	課税所得	3年前の年度	265					10%未満
長野県	小谷村		○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○					○							学校長又は民生(児童)委員が特に援助を必要と認める状態にある者		10%未満
長野県	坂城町		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														10%未満
長野県	小布施町		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○							学校長又は民生児童委員が特に援助を必要と認める状態にある者		5%未満
長野県	高山村			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														10%未満
長野県	山ノ内町		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														15%未満
長野県	木島平村		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○							学校長又は民生（児童）委員が特に援助を必要と認める状態にある者		5%未満
長野県	野沢温泉村		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															10%未満
長野県	信濃町		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○							学校長または民生児童委員が特に援助が必要と認める者		10%未満
長野県	小川村		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														10%未満
長野県	飯綱町		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○							学校長又は飯綱町教育委員会が特に給付する必要があると認められる者		15%未満
長野県	栄村		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														20%未満
長野県	上田市長和町中学校組合		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○							学校長または民生(児童)委員が特に援助を必要と認める状態にある者		15%未満
長野県	辰野町塩尻市小学校組合		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1	課税所得	その他	240				【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	10%未満

①都道府県	②市町村	Ⅱ　平成29年度準要保護認定基準																											
		（1）平成29年度における準要保護認定基準																			（2）（1）でソ，タ又はチに○をした場合，係数（倍率），基準根拠及び目安額				（3）（1）でツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）及び目安額		（4）（1）でテに○をした場合，その他の基準の内容	（5）その他	就学援助率
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費，学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付の状態や、昼食，被服等が悪い者。学用品，通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者、	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で，生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ．その他	係数（倍率）	基準根拠 課税所得等の分類	基準根拠 基準額の時期	目安額（年額）	係数（倍率）	目安額（年額）			
該当団体数		83	76	82	73	74	74	80	67	62	67	67	72	69	73	64	25	1	9	0	34	35	35	35	35	0	0	34	17	83
長野県	麻績村及北村学校組合		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○														15%未満
長野県	小海町北相木村南相木村中学校組合			○																	○							・学校長及び民生児童委員が、災害や失業等により援助が必要だと認める状態にある者 ・前年度準要保護者の者が今年度基準に非該当となった場合は激減緩和措置として1/2を支給（要申請）		5%未満
長野県	塩尻市辰野町中学校組合		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	課税所得	前年度	307					15%未満
長野県	松本市・山形村・朝日村中学校組合		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	2.21	その他	3年前の年度	374			・学校長が特に援助を必要と認める状態にある者 ・保護者等が不慮の災害、事故、疾病等によりその世帯の生計に著しい変化を生じ、生活が困難と認められる者 ・その他教育委員会が特に援助を必要と認める者	【課税所得等の分類】生活保護基準を所得に換算（※）し、世帯の総所得が前述（※）で計算された金額の2.21倍未満であれば認定。 【基準額の時期】生活保護基準については例年前年の4月1日の基準を用いていたが、生活保護基準見直しによる影響が出ないよう、見直し前の基準（平成25年4月1日時点）を用いている。	15%未満

Ⅲ　平成29年度準要保護就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）項目毎の援助額

①都道府県	②市町村	学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									（2）補足事項　（1）でその他に〇をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
該当団体数	83	3	3	0	17	18	17	59	59	0	3	3	0	13	13	13	63	62	0	8	8	1	1	1	1	1	0	4	24	24	0	28	28	28	26	25	1	33
長野県	長野市							○	11,420								○	40,600		○	0											○	21,490	17,367				通学費は実績無し
長野県	松本市							○	11,420								○	20,470											○	28,236								・修学旅行費は28年度実績額
長野県	上田市				○	11,420	11,420										○	40,600		○	30,780								○	32,000								
長野県	岡谷市							○	13,650								○	40,600											○	27,000								学用品費は2～6年生の単価 修学旅行費は予算計上単価
長野県	飯田市							○	11,420								○	40,600		○	0								○	31,000								通学費は対象費目はあるが支給実績なし。
長野県	諏訪市				○	11,420	11,420										○	40,600														○	21,490	16,000				
長野県	須坂市							○	11,420								○	40,600		○	31,360											○	21,490	21,490				・通学費については、28年度実績額。
長野県	小諸市							○	11,420								○	40,600		○	0								○	30,964								・通学費は実績なし
長野県	伊那市							○	13,650								○	40,600														○	21,490	21,490				・平均支給額はH29予算計上単価 ・学用品費（内訳：1学年　11,420円、2～6学年　13,650円）
長野県	駒ヶ根市							○	11,420								○	20,470											○	30,898								「校外活動費（宿泊を伴わないもの）」の支給平均額については、平成28年度の実績。
長野県	中野市							○	11,420								○	40,600														○	29,420	29,420				
長野県	大町市							○	11,420								○	40,600		○	0								○	33,419								・支給平均額は、平成28年度実績額。 ・通学費は、28年度支給実績なし。
長野県	飯山市							○	11,420								○	40,600														○	21,490	20,857				・修学旅行費の支給平均額はH28年度実績額を記入。
長野県	茅野市							○	11,420								○	40,600											○	30,000								
長野県	塩尻市				○	11,420	10,341							○	40,600	36,540													○	31,733								
長野県	佐久市							○	11,420								○	40,600											○	22,268								
長野県	千曲市							○	11,420								○	40,600					○	39,290	0							○	21,490	21,490				通学費はH28年度の支給実績なし
長野県	東御市				○	11,420	11,420							○	40,600	40,600												○				○	21,490	21,490				・通学費：市独自の支給要綱により、学校から一定距離以上の通学をしている者全てに支給している。
長野県	安曇野市							○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,490				
長野県	小海町							○	14,780								○	19,900																	○	20,600		・学用品費等　1年12,610円　2～6年14,780円
長野県	川上村							○	14,780								○	19,900																	○	20,600		学用品費は、1年生のみ12,610円、その他の学年は14,780円。
長野県	南牧村							○	14,780								○	17,730														○	20,600	20,600				
長野県	南相木村							○	11,420								○	40,600														○	21,490	0				・修学旅行費は実績なし
長野県	北相木村							○	15,000								○	20,470														○	21,190	21,190				
長野県	佐久穂町							○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,490				
長野県	軽井沢町							○	11,420								○	40,600																	○	21,490		
長野県	御代田町							○	11,420								○	40,600																	○	21,490		
長野県	立科町				○	11,420	11,420							○	40,600	40,600																○	21,490	21,490				・通学用品費は学用品費に含む。
長野県	青木村							○	11,420								○	22,320																	○	21,490		
長野県	長和町							○	11,420								○	40,600											○	35,010								
長野県	下諏訪町							○	11,420								○	20,470																	○	21,490		
長野県	富士見町							○	11,420								○	40,600																	○	21,490		
長野県	原村							○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,490				
長野県	辰野町							○	11,420								○	20,470														○	21,180	21,180				
長野県	箕輪町				○	13,600	13,600							○	36,500	36,500																○	19,300	19,300				・支給平均額は29年度予算に計上した単価 ・学用品は学用品費と通学用品費と校外活動費（宿泊を伴わないもの）の合算
長野県	飯島町							○	11,420								○	20,470																			○	・修学旅行費：保護者負担額実費の1/2 ・全費目：定額だが、認定時期等により若干の個人差が生じる場合あり
長野県	南箕輪村							○	11,420								○	40,600																	○	21,490		・通学費は対象外。
長野県	中川村				○	11,420	11,420							○	20,470	20,470																○	21,490	21,490				

Ⅲ　平成29年度準要保護就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）項目毎の援助額

①都道府県	②市町村	学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									（2）補足事項　（1）でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
該当団体数	83	3	3	0	17	18	17	59	59	0	3	3	0	13	13	13	63	62	0	8	8	1	1	1	1	1	0	4	24	24	0	28	28	28	26	25	1	33
長野県	宮田村							○	11,420								○	40,600																	○	21,490		
長野県	松川町							○	11,420								○	40,600																	○	21,490		
長野県	高森町							○	11,420								○	40,600											○	33,532								
長野県	阿南町							○	11,420								○	40,600																	○	21,490		
長野県	阿智村							○	12,610								○	19,900																	○	19,000		
長野県	平谷村	○	11,100								○	19,900																	○	20,600								
長野県	根羽村							○	13,200								○	13,200																	○	20,600		
長野県	下條村							○	11,420								○	20,470																	○	35,000		
長野県	売木村	○	0								○	0																	○	0								本年度執行見込みなし
長野県	天龍村							○	11,420								○	20,470											○	0								・修学旅行費：H29支給見込及びH28実績なし
長野県	泰阜村							○	11,420								○	20,470											○	25,580								
長野県	喬木村				○	11,420	11,420							○	40,600	40,600													○	32,900								
長野県	豊丘村							○	11,420								○	40,600																	○	21,490		
長野県	大鹿村				○	11,420	11,420							○	40,600	40,600													○	21,490								
長野県	上松町							○	11,420								○	40,600										○							○	21,490		・通学費…町独自の遠距離通学費補助で就学援助対象者に限らず距離に応じて補助
長野県	南木曽町							○	11,420								○	40,600																	○	21,490		
長野県	木祖村							○	11,420								○	40,600											○	31,651								・新入学児童生徒学用品費：1年 ・修学旅行費：6年
長野県	王滝村	○	0								○	0										○							○	0								・通学費は無料定期券により対応を行っている ・修学旅行費は実績なし ・平成28年度実績額0
長野県	大桑村							○	11,420								○	40,600																	○	21,490		
長野県	木曽町							○	11,420								○	40,600											○	40,641								
長野県	麻績村							○	11,420								○	40,600																	○	21,490		
長野県	生坂村							○	11,420								○	20,470																	○	21,190		
長野県	山形村							○	11,420								○	40,600																	○	21,490		
長野県	朝日村				○	11,420	11,420							○	40,600	40,600																○	21,490	21,490				
長野県	筑北村							○	15,220								○	20,470														○	35,000	35,000				・学用品費（1学年）：12,990円
長野県	池田町							○	11,420								○	40,600											○	36,984								修学旅行費：28年度の平均額
長野県	松川村							○	11,420								○	40,600											○	45,000								
長野県	白馬村				○	11,420	11,420							○	20,470	20,470												○				○	21,490	21,490				・通学費：遠距離通学対象者（3.5km以上）保護者に別制度において補助金を給付。
長野県	小谷村				○	11,420	9,707										○	20,470											○	21,490								修学旅行費：H29年度において、修学旅行費支給対象学年の者がいないため、支給額は0円。予算計上単価は21,490円。※例年では、実費と上限額を比較し、安価な方を採用。
長野県	坂城町				○	13,650	13,650							○	40,600	40,600																○	21,490	21,490				
長野県	小布施町				○	11,420	11,420							○	40,600	40,600																○	21,490	21,490				
長野県	高山村				○	11,420	11,420							○	40,600	40,600																○	21,490	21,490				
長野県	山ノ内町							○	11,420								○	40,600																	○	21,490		
長野県	木島平村							○	11,420								○	40,600																	○	21,490		・支給平均額：平成28年度実績
長野県	野沢温泉村							○	11,420								○	20,470																	○	21,490		
長野県	信濃町				○	11,420	11,420							○	20,470	20,470				○	0											○	21,490	21,490				・支給平均額は平成28年度実績により記入 ・通学費は実績なし
長野県	小川村				○	11,100	10,000										○	19,900		○	0														○	19,900		通学費について、H29年度は執行見込みなし。また、H28年度においても実績なし。
長野県	飯綱町							○	11,420								○	40,600										○				○	21,490	21,490				・通学費については、実費の1/2の額を支給。 ・支出平均額についてはH28年度実績額を計上。
長野県	栄村							○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,490				
長野県	上田市長和町中学校組合																																					
長野県	辰野町塩尻市小学校組合							○	11,420								○	20,470														○	21,180	21,180				

Ⅲ　平成29年度準要保護就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

| ①都道府県 | ②市町村 | （1）項目毎の援助額 | | |

2. 中学校の就学援助の額の単価（一人当たり年間支給額）

①都道府県	②市町村	（1）費用毎の援助額 学用品費 実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	新入学児童生徒学用品費等 実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	通学費 実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	修学旅行費 実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	（2）補足事項 （1）でその他に〇をした場合、費目毎の援助額の内容
該当団体数	83	3	3	0	18	18	18	55	54	0	3	3	0	13	13	13	61	60	0	8	8	1	1	1	1	1	0	4	25	25	0	25	25	25	25	24	1	30
長野県	長野市							○	22,320								○	47,400		○	374,000											○	57,590	55,700				
長野県	松本市							○	22,320								○	23,550											○	48,746								・修学旅行費は28年度実績額
長野県	上田市				○	22,320	22,320										○	47,400		○	60,000								○	63,000								
長野県	岡谷市							○	24,550								○	47,400											○	56,000								学用品費は2～3年生の単価 修学旅行費は予算計上単価
長野県	飯田市							○	22,320								○	47,400		○	0								○	56,000								通学費は対象費目はあるが支給実績なし。
長野県	諏訪市				○	22,320	22,320										○	47,400														○	57,590	57,590				
長野県	須坂市							○	22,320								○	47,400		○	0											○	57,590	57,590				・通学費については、該当生徒がいた場合実費支給する。H28年度は実績なし。
長野県	小諸市							○	22,320								○	47,400		○	0								○	59,856								・通学費は実績なし
長野県	伊那市							○	24,550								○	47,400														○	57,590	57,590				・平均支給額はH29予算計上単価 ・学用品費（内訳：1学年　22,320円、2～3学年　24,550円）
長野県	駒ヶ根市							○	22,320								○	23,550											○	52,931								
長野県	中野市							○	22,320								○	47,400														○	70,050	57,702				
長野県	大町市							○	22,320								○	47,400		○	0								○	57,922								・支給平均額は、平成28年度実績額。 ・通学費は、28年度支給実績なし。
長野県	飯山市							○	22,320								○	47,400														○	57,590	48,521				・修学旅行費の支給平均額はH28年度実績額を記入。
長野県	茅野市							○	22,320								○	47,400											○	60,000								
長野県	塩尻市				○	22,320	20,499							○	47,400	42,660													○	54,305								
長野県	佐久市							○	22,320								○	47,400											○	50,069								
長野県	千曲市							○	22,320								○	47,400					○	79,410	0							○	57,590	57,590				通学費はH28年度の支給実績なし
長野県	東御市				○	22,320	22,320							○	47,400	47,400												○				○	57,590	57,590				・通学費：市独自の支給要綱により、学校から一定距離以上の通学をしている者全てに支給している。
長野県	安曇野市							○	22,320								○	47,400														○	57,590	57,590				
長野県	小海町																																					
長野県	川上村							○	26,050								○	22,900																	○	55,900		学用品費は、1年生のみ23,880円、その他の学年は26,050円。
長野県	南牧村							○	26,050								○	20,730														○	55,900	55,900				
長野県	南相木村																																					
長野県	北相木村																																					
長野県	佐久穂町							○	22,320								○	47,400														○	57,590	57,590				
長野県	軽井沢町							○	22,320								○	47,400																	○	57,590		
長野県	御代田町							○	22,320								○	47,400																	○	57,590		
長野県	立科町				○	22,320	22,320							○	47,400	47,400																○	57,590	57,590				・通学用品費は学用品費に含む。
長野県	青木村							○	22,320								○	47,400																	○	57,590		
長野県	長和町																																					
長野県	下諏訪町							○	22,320								○	23,550																	○	57,590		
長野県	富士見町							○	22,320								○	47,400																	○	57,590		
長野県	原村							○	22,320								○	47,400														○	57,590	57,590				
長野県	辰野町							○	22,320								○	23,550														○	56,670	56,670				
長野県	箕輪町				○	24,100	24,100							○	42,600	42,600																○	51,800	51,800				・支給平均額は29年度予算に計上した単価 ・学用品費は学用品費と通学用品費と校外活動費（宿泊を伴わないもの）の合算
長野県	飯島町							○	22,320								○	23,550																			○	・修学旅行費：保護者負担額実費の1/2 ・全費目：定額だが、認定時期等により若干の個人差が生じる場合あり
長野県	南箕輪村							○	22,320								○	47,400																	○	57,590		・通学費は対象外。
長野県	中川村				○	22,320	22,320							○	23,550	23,550																○	57,590	57,590				

2. 中学校の就学援助の額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）費用毎の援助額

①都道府県	②市町村	学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									（2）補足事項　（1）でその他に〇をした場合、費目毎の援助額の内容
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
該当団体数	83	3	3	0	18	18	18	55	54	0	3	3	0	13	13	13	61	60	0	8	8	1	1	1	1	1	0	4	25	25	0	25	25	25	25	24	1	30
長野県	宮田村							○	22,320								○	47,400																	○	57,590		
長野県	松川町							○	22,320								○	47,400																	○	57,590		
長野県	高森町							○	22,320								○	47,400											○	64,480								
長野県	阿南町							○	22,320								○	47,400																	○	57,590		
長野県	阿智村							○	23,880								○	22,900																	○	33,000		
長野県	平谷村	○	21,700								○	22,900																	○	55,900								
長野県	根羽村							○	23,800								○	22,900																	○	55,700		
長野県	下條村							○	22,320								○	23,550																	○	63,000		
長野県	売木村	○	0								○	0																	○	0								本年度執行見込みなし
長野県	天龍村							○	22,320								○	23,550											○	0								・修学旅行費：H29支給見込及びH28実績なし
長野県	泰阜村							○	22,320								○	23,550											○	49,050								
長野県	喬木村				○	22,320	22,320							○	47,400	47,400													○	67,500								
長野県	豊丘村							○	22,320								○	47,400																	○	57,590		
長野県	大鹿村				○	22,320	22,320							○	47,400	47,400													○	57,590								
長野県	上松町							○	22,320								○	47,400										○							○	57,590		・通学費…町独自の遠距離通学費補助で就学援助対象者に限らず距離に応じて補助
長野県	南木曽町							○	22,320								○	47,400																	○	57,590		
長野県	木祖村							○	22,320								○	47,400											○	54,068								・新入学児童生徒学用品費：1年 ・修学旅行費：6年
長野県	王滝村	○	0								○	0										○							○	0								・通学費は無料定期券により対応を行っている ・修学旅行費は実績なし ・平成28年度実績額0
長野県	大桑村							○	22,320								○	47,400																	○	57,590		
長野県	木曽町							○	22,320								○	47,400											○	79,873								
長野県	麻績村																																					
長野県	生坂村							○	22,320								○	23,550																	○	57,290		
長野県	山形村																○	47,400																				新入学児童生徒学用品費等は前倒し支給を実施
長野県	朝日村																																					
長野県	筑北村							○	26,820								○	23,550														○	60,000	60,000				・学用品費（1学年）：24,590円
長野県	池田町							○	22,320								○	47,400											○	76,482								修学旅行費：28年度の平均額
長野県	松川村							○	22,320								○	47,400											○	61,000								
長野県	白馬村				○	22,320	22,320							○	23,550	23,550												○				○	57,590	57,590				・通学費：遠距離通学対象者（5km以上）保護者に別制度において補助金を給付。
長野県	小谷村				○	22,320	22,320										○	23,550											○	57,470								
長野県	坂城町				○	24,550	24,550							○	47,400	47,400																○	57,590	57,590				
長野県	小布施町				○	22,320	22,320							○	47,400	47,400																○	57,590	57,590				
長野県	高山村				○	22,320	22,320							○	47,400	47,400																○	57,590	57,590				
長野県	山ノ内町							○	22,320								○	47,400																	○	57,590		
長野県	木島平村							○	22,320								○	47,400																	○	57,590		・支給平均額：平成28年度実績
長野県	野沢温泉村							○	22,320								○	23,550																	○	57,590		
長野県	信濃町				○	22,320	22,320							○	23,550	23,550				○	0											○	57,590	57,590				・支給平均額は平成28年度実績により記入 ・通学費は実績なし
長野県	小川村				○	21,700	21,700										○	22,900		○	0															○	53,500		通学費について、H29年度は執行見込みなし。また、H28年度においても実績なし。
長野県	飯綱町							○	22,320								○	47,400										○				○	57,590	57,590				・通学費については、実費の1/2の額を支給。 ・支出平均額についてはH28年度実績額を計上。
長野県	栄村							○	22,320								○	47,400														○	57,590	57,590				
長野県	上田市長和町中学校組合				○	23,870	22,883										○	22,900														○	50,000	50,000				
長野県	辰野町塩尻市小学校組合																																					

| ①都道府県 | ②市町村 | 2. 中学校の就学援助の額の単価（一人当たり年間支給額） | | |

		Ⅳ その他			
		通学用服等の学用品等の購入等に関して、保護者負担軽減策として実施している（把握している）取組			自由記載欄
①都道府県	②市町村	ア．特に取組を行っていない（把握していない）	イ．取組を行っている（把握している）	イに○をした場合，その内容	
該当団体数	83	75	8	7	1
長野県	長野市	○			
長野県	松本市	○			
長野県	上田市	○			
長野県	岡谷市	○			
長野県	飯田市	○			
長野県	諏訪市		○	学校で、希望する生徒へ制服のリサイクルを行っている。	
長野県	須坂市	○			
長野県	小諸市	○			
長野県	伊那市		○	制服、運動服、副教材等のリユースシステム	
長野県	駒ヶ根市	○			
長野県	中野市	○			
長野県	大町市	○			
長野県	飯山市	○			
長野県	茅野市	○			
長野県	塩尻市	○			
長野県	佐久市	○			
長野県	千曲市	○			
長野県	東御市	○			
長野県	安曇野市	○			
長野県	小海町	○			
長野県	川上村	○			
長野県	南牧村	○			
長野県	南相木村		○	PTA会員相互による運動服等のリサイクルの実施。	
長野県	北相木村	○			
長野県	佐久穂町	○			
長野県	軽井沢町	○			
長野県	御代田町	○			
長野県	立科町	○			
長野県	青木村	○			
長野県	長和町	○			
長野県	下諏訪町	○			
長野県	富士見町	○			
長野県	原村	○			
長野県	辰野町	○			
長野県	箕輪町	○			
長野県	飯島町	○			
長野県	南箕輪村	○			
長野県	中川村	○			

①都道府県	②市町村	Ⅳ その他			
		通学用服等の学用品等の購入等に関して、保護者負担軽減策として実施している（把握している）取組			自由記載欄
		ア．特に取組を行っていない（把握していない）	イ．取組を行っている（把握している）	イに○をした場合，その内容	
該当団体数	83	75	8	7	1
長野県	宮田村	○			
長野県	松川町		○	希望する生徒への制服等のリサイクル	
長野県	高森町	○			
長野県	阿南町	○			
長野県	阿智村	○			
長野県	平谷村	○			
長野県	根羽村	○			
長野県	下條村	○			
長野県	売木村	○			
長野県	天龍村	○			
長野県	泰阜村	○			
長野県	喬木村	○			
長野県	豊丘村	○			
長野県	大鹿村	○			
長野県	上松町	○			
長野県	南木曽町	○			
長野県	木祖村	○			
長野県	王滝村	○			
長野県	大桑村	○			
長野県	木曽町		○	制服等の一部交換用リサイクル等の購入を促すシステム作成での対応、ランドセル・楽器・体操着等のリサイクルや貸し出し及び兄弟共有の勧め、PTA活動のリユース市場開催	
長野県	麻績村	○			
長野県	生坂村		○	制服のリサイクル	
長野県	山形村		○	PTA主催、学校共催の運動着と学用品のリサイクル	
長野県	朝日村	○			
長野県	筑北村	○			
長野県	池田町	○			
長野県	松川村	○			
長野県	白馬村	○			
長野県	小谷村	○			
長野県	坂城町	○			
長野県	小布施町	○			
長野県	高山村	○			
長野県	山ノ内町	○			
長野県	木島平村	○			
長野県	野沢温泉村	○			
長野県	信濃町		○		教材費（学年学級費）を公費負担
長野県	小川村	○			
長野県	飯綱町	○			
長野県	栄村	○			
長野県	上田市長和町中学校組合	○			
長野県	辰野町塩尻市小学校組合	○			

①都道府県	②市町村	Ⅳ その他			
		通学用服等の学用品等の購入等に関して、保護者負担軽減策として実施している（把握している）取組			自由記載欄
		ア．特に取組を行っていない（把握していない）	イ．取組を行っている（把握している）	イに○をした場合，その内容	
該当団体数		75	8	7	1
長野県	麻績村外北村学校組合	○			
長野県	小海町北相木村南相木村中学校組合	○			
長野県	塩尻市辰野町中学校組合	○			
長野県	松本市・山形村・朝日村中学校組合	○			